



平成 30 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 藤田エンジニアリング株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤田 実
(コード：1770、 東証 J A S D A Q)
問合せ先 取締役経営管理本部長 須藤 久実
(TEL. 027-361-1111)

当社元従業員による不正行為に関する調査結果等報告
及び過年度法人税等の計上に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 14 日付「当社従業員による不正行為のお知らせ」にて公表しました当社元従業員による不正行為に関しまして、調査委員会の調査結果並びに処分についてご報告致します。

また、本件に伴い、平成 30 年 3 月期におきまして、過年度法人税等を計上することとなりましたので、併せてお知らせ致します。

記

1. 不正行為が判明した経緯

平成 29 年 11 月の税務調査において、過去約 7 年間にわたり、当社元従業員 1 名（以下「元従業員」という）が、当社の工事外注先への発注額を水増しし、その一部を不正に受領して着服したと共に、これとは別に工事原価として購入した機器を転売していた事実が判明致しました。

2. 調査委員会の組織

当社は、専務取締役 鈴木昇司を委員長として、本件不正行為の全容解明、同種不正事象の有無の調査、これらの結果を踏まえた再発防止策の提言を目的として調査委員会を設置しました。

委員長	鈴木 昇司	(当社専務取締役)
委員	清水 耕司	(当社常勤監査役)
	室賀 康志	(弁護士 当社社外監査役)
	信澤 山洋	(公認会計士 当社社外監査役)
	須藤 久実	(当社取締役)
	大冢 裕一	(当社内部監査室長)

3. 調査内容

(1) 調査の対象とした範囲及び期間

当社従業員について平成 23 年 3 月期から平成 30 年 3 月期を対象に調査を実施致しました。併せて主要・特定の外注先及び資材購入先も調査範囲としております。

(2) 不正行為の概要

本件調査の結果、元従業員が不正行為により着服した総額は 183 百万円で、不正行為の概要と内訳は以下のとおりであります。

①キックバック（着服額 127 百万円）

特定業者への外注取引について、見積・検収などに係る元従業員の職位・職権を利用して、業者からキックバックを受け着服していたもの。

②機器転売（着服額 56 百万円）

施工と無関係な機器を特定業者に発注し、受け取った機器を転売して得た代金を着服していたもの。また、元従業員は当該業者や配送会社に出向いて直接機器の受領を行うなど、不正が露見しないように隠蔽工作をしていた。

なお、これら着服した金銭の使途は飲食等の遊興費であります。

(3) 当社従業員への調査の方法及びその結果

本件不正行為についてヒアリング調査により事実確認を行った結果、共謀や組織的関与の事実は発見されませんでした。

従って、本件不正行為を元従業員の単独によるものと判断致しました。

また、本件と同種の事象やその他の不正行為等の有無についてもヒアリング調査や取引内容の精査を行いました。不正行為は発見されませんでした。

(4) 外注先及び資材購入先に対する調査の方法及びその結果

特定業者に対して本件不正行為や同種事象の有無についてヒアリング調査を行うとともに、個々の取引において、見積額についての他社との比較検討、納品とその使用事実の確認等を行った結果、追加的な不正行為は発見されませんでした。

また、それ以外の主要取引先に対しても、本件と同種事象の有無について同様に調査しましたが、不正行為は発見されませんでした。

4. 不正行為の原因分析と再発防止策

元従業員は、業務プロセスを管理する立場にあったために、一定の範囲について牽制機能が働きづらく、また、高い専門性を求められる業務であったことから人事的なローテーションが永く行いづらい状況にありました。

本件不正行為は、このような職位・職権を利用した策謀によるものであり、これが全社の内部統制の適正性を否定するものではないと判断しておりますが、今後、不正を未然に防止するため、定期的な人材のローテーションの他、以下について重点的に実施し、コンプライアンスの強化を図ってまいります。

- 発注・検収手続の見直し
- 仕入先、外注先を対象とした通報制度の制定
- 定期的な従業員、取引先への聞き取り調査
- 従業員及び取引先に対する倫理教育

5. 当社の業績に与える影響

本件に伴い、当局から税務上の原価否認額 289 百万円を指摘されており、当社の見解と相違する部分もありますが、当該指摘を受け入れる予定であります。

これに伴い、平成 30 年 3 月期において、当該原価否認額についてこれを元従業員による損害額とし、元従業員に対する未収入金を計上すると同時に貸倒引当金を計上致します。また、これを主因として過年度法人税等 91 百万円（当第 3 四半期において計上した 65 百万円を含む）及び加算税等 32 百万円（租税公課を含む）を計上することと致しました。

なお、不正行為が行われた期間の各年度の被害額の純資産への影響は最大でも 1%未満と当社の財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、遡及修正は行なわない方向であります。また、現時点において平成 30 年 3 月期の連結業績予想に変更はありません。

6. 経営責任について

本件発生の重大性を厳粛かつ真摯に受け止め、当社役員の処分を下記のとおり決定致しました。

代表取締役社長	藤田 実	月額報酬 30%減額	(3ヶ月)
専務取締役	鈴木 昇司	月額報酬 20%減額	(3ヶ月)
取締役技術本部長	泉 典浩	月額報酬 15%減額	(3ヶ月)
取締役経営管理本部長	須藤 久実	月額報酬 10%減額	(3ヶ月)
取締役営業本部長	北嶋 忠継	月額報酬 10%減額	(1ヶ月)

7. 今後の対応

新たな事実等開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示を行います。

当社は、全社一丸となり、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上